

様式第2号（第4条関係）

羽生市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書

確認事項等（該当するものは□に「レ」を付してください。）		
関係性	<p>パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思があること。</p> <p>(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二人であって、当該二人のうち一方又は双方の性自認が戸籍上の性別と異なるもの又は性的指向が異性のみではないものである二人の関係をいう。</p> <p>(2) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方と生計を一にする子（養子を含む。）と家族として協力し合う関係をいう。</p>	□
年齢要件	宣誓当日、民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年（18歳）に達している。	□
住所等要件	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 双方が市内に住所を有している。</p> <p>(2) 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に転入を予定している。</p> <p>※転入予定の場合は、転入後、速やかに住民票の写しを提出してください。</p>	□
近親者等の確認	双方が、近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直徑姻族をいう。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となったものは除く。	□
配偶者等の有無	配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと。また、届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと。	□
この制度は、法律上の効力が生じるものではないため、法令に基づき実施している行政サービス等については、婚姻関係と同等の対応を保障するものではないことを承知しています。		
遵守事項（内容をご理解いただけたら「レ」を付してください。）		
宣誓証明書等の再交付	紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、羽生市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書を提出すること。また、証明書等の再発行を受けた後において、紛失した証明書等を発見した時は、速やかに発見した証明書等を返還すること。	□
宣誓内容の変更	宣誓内容に変更があったときは、羽生市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届を提出すること。	□
証明書等の返還	パートナーシップを解消、死亡、宣誓者の一方が証明書等の返還を希望、または届出要件を満たさなくなったとき（転勤、親族の介護、その他やむを得ない事情により宣誓者の一方が一時的に市街に転出した場合を除く。）は、羽生市パートナーシップ・ファミリーシップ受理証明書等返還届に証明書等を添えて返還する。	□
証明書等の無効	<p>次に掲げる場合は、市長が証明書等を無効としたときは、当該証明書等を返還しなければならないこと。</p> <p>(1) パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がない場合</p> <p>(2) 宣誓書等の内容に虚偽があった場合</p> <p>(3) その他不正な手段により証明書等の交付を受け、又は証明書等を不正に使用したことが判明した場合</p>	□

署名_____

署名_____